

富岡町ふれあい農園利用規約

(目的)

第1条 この規約は、富岡町が特定農地貸付により開設する「ふれあい農園」(以下、「農園」という。)において、利用者同士が協力して農園を適切に利用し、利用者間の交流や生きがいがいづくりに繋げることを目的とする。

(農園使用料の支払い)

第2条 農地借受者は、農園使用料として、1区画当たり月間 300 円を、富岡町が委託する農園管理者(以下、「管理者」という。)へ支払わねばならない。

2 貸付期間が1年未満のときは、月割計算とする。この場合において、1か月に満たない時は、1か月とみなして計算する。

(貸付条件)

第3条 利用者は、貸付農地において、耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 貸付期間は、3月31日までの単年度とする。当該年度に契約した貸付を受ける者は(以下「借受者」という)は翌年以降も優先的に借り受ける事ができる。なお、継続の場合は、3回を上限(最長4年)に使用することができる。

3 農園において次に掲げる行為を禁止する。

(1) 建物および工作物を設置すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 貸付農地を第三者へ転貸すること。

(4) 植木、果樹等の永年性作物を栽培すること。動物を飼育すること。

(5) 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、近隣住民や他の利用者に迷惑を及ぼす事。

(6) 共同利用施設を占有的に使用すること。

(7) 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等を行うこと。

(8) 全各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

4 利用者は、農園の利用に関して、富岡町もしくは管理者の指示があったときは、これに従わなければならない。

(管理組合への加入)

第4条 利用者は、別途設置するふれあい農園管理組合(以下、「管理組合」という。)に加入するものとする。

2 管理組合は、農園の管理運営等に関するの会合を設けることができる。

(区画の決定)

第5条 利用者に貸付けする区画は、富岡町により決定する。

2. 選考においては、富岡町民で富岡町在住の者を優先するものとする。

3. 申込をした者が多数の場合は、抽選に基づき当選者を決定するものとする。

4. 貸付者は、借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

5. 貸付区画は、原則、1借受者につき個人が上限2区画、団体(法人)が上限5区画とする。

(貸付農地の解除等)

第6条 次の各号に該当する時は、富岡町はこの契約を解除することができる。

- (1) 利用者が貸付契約の解約を申し出た時。
- (2) 利用者が農園使用料を支払わない時。
- (3) 利用者が第3条3項に掲げる行為をした時。
- (4) 利用者が貸付農地を正当な理由がなく耕作しない時、又は放置した時。
- (5) 農園の管理及び運営において特別な事情が生じた時。

(貸付農地の返還)

第7条 農地の借受者は、第3条2項に規定する貸付期間が満了したとき、又は第6条の規定により貸付農地を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、富岡町に返還しなければならない。

2 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は資材等については、乙は一切の権利を放棄したものとみなし、富岡町は任意で処分することができる。

(農園使用料の返還)

第8条 既に納付された農園使用料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により貸付けができなくなった場合。
- (2) 前号のほか、富岡町が相当な理由があると認めた場合。

(賠償責任)

第9条 利用者の責めに帰すべき事由により、農園内の施設、備品等に損害を与えたときは、速やかに現状に回復し、その損害を富岡町に賠償しなければならない。

2 富岡町は、農園内又は農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。

(補足)

第10条 この規約に定めるもののほか、農園利用に関する必要な事項について、管理者が別に定める。